

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2024年8月30日時点	
～2024年9月30日	2024年10月1日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編	Smart Data Platformサービス利用規約 共通編
	<p>附則（令和6年8月20日 C N S 1 サ第000400007318-01号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>